

●香川県告示第80号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府大阪市中央区南船場3丁目5番8号

株式会社ジェイテクト 取締役社長 佐藤 和弘

(2) 事業場の所在地及び名称

東かがわ市馬宿515番地1

株式会社ジェイテクト四国工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種 類	酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	①24トン/月 2基、②1,500個/時 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着手後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	①5時間連続使用 ②8時間連続使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①10.8、②10.5	①10.8、②10.0~11.0
	生物学的酸素要求量 (mg/L)	①50、②25	①120、②35
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①170、②30	①230、②45
	浮遊物質濃度 (mg/L)	①40、②25	①50、②160
	窒素含有量 (mg/L)	①10、②-	①60、②-
	りん含有量 (mg/L)	①1、②-	①8、②-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	①700、②15	①900、②45
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①0、②5.4	①0、②5.4	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	排 水 口 No. 1、2、3
排出水の汚染状態	項 目
	通 常
水素イオン濃度	最 大
	5.8~8.6
生物学的酸素要求量 (mg/L)	10
	20

化学的酸素要求量	(mg/L)	10	25
浮遊物質量	(mg/L)	5	30
窒素含有量	(mg/L)	8	20
りん含有量	(mg/L)	0.05	0.1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	(mg/L)	1	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	2,000	3,000
排水水の量	(m ³ /日)	1,550	1,580

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年2月26日から同年3月19日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

東かがわ市市民部環境衛生課